

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 地域福祉課

1 事業概要

細事業名	生活困窮者自立支援事業費				区分 新規		
施策	143	支え合いの福祉社会づくり					
	14305	生活困窮者の生活保障と自立支援					
基本事業	目標項目		26年度実績値	27年度目標値			
	生活困窮者等の就労・增收達成率			50.0% (26年度)			
選択・集中							
重点化施策							
根拠 (法令等)	生活困窮者自立支援法						
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	予算額		一	一	一		
	決算額	一	一	一	42,076千円		
事業の目的	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とします。						
事業目標	法において必須事業となっている生活困窮者自立相談支援事業について、各町やハローワークをはじめとする関係機関との連携づくりを行い相談体制を確立します。また、生活困窮者就労準備支援事業等の任意事業については、対象地域が広範囲にわたることや、人口が分散している等の県が所管する郡部の地域性に合わせた事業構築を行います。						
前年度からの変更点							
事業の必要性と期待される効果	<p>生活困窮者への支援については、生活保護受給者以外に個別的な支援は実施されておらず、生活保護に至る前の段階で早期に支援を行う制度がありません。また、現状において、福祉の相談窓口は、福祉事務所のほか、高齢者、障がい者など分野別に設置されており、生活困窮者の抱える課題への対応が必ずしも十分とはいえない状態です。生活困窮者の働く場所や一般就労に至るまでの準備や訓練を行う場所も不足しています。</p> <p>生活困窮者に対し、個別的かつ早期に支援を行うことにより、生活困窮者が経済的自立のみならず、日常生活・社会生活自立を果たしていくことが期待されます。</p>						

## 2 取組詳細

取組概要	県が実施主体となる郡部においては、関係機関と連携のうえ、相談支援を中心として、本人の状態に応じて就労準備支援事業による支援を提供するなど生活困窮者に対する包括的な支援を行います。 また、県が、就労訓練事業を実施する法人等を開拓することにより、県内の生活困窮者支援制度の充実を図ります。
取組内容等	

【事業費：42,076千円（うち県費13,033千円）】

### （1）生活困窮者自立相談支援事業

28,939千円（うち県費7,238千円）

委託により自立相談支援機関を設置し、県郡部の生活困窮者に対して広く相談を行い、支援計画を策定し、支援計画に基づき、適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的かつ継続的に支援します。

### （2）住居確保給付金の支給

1,467千円（うち県費368千円）

離職により住宅を失った、又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給します

### （3）生活困窮者就労準備支援事業

2,276千円（うち県費762千円）

直ちに一般就労に就くことが難しく、社会参加・職業体験を通じた訓練を受けることが必要な生活困窮者に対して、就労体験等を通じて、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的に、かつ一貫して支援します。

### （4）生活困窮者一時生活支援事業

200千円（うち県費67千円）

住居のない生活困窮者に対して、緊急かつ一時的に住居を確保するまでの間、宿泊場所や食事の提供を行います。

### （5）生活困窮者家計相談支援事業

3,623千円（うち県費1,812千円）

失業や多重債務等により生活に困窮する方であって、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高めることが必要な方に対して、家計等に関するきめ細やかな相談支援を実施します。

### （6）生活困窮家庭の子どもの学習支援事業

3,133千円（うち県費1,567千円）

郡部の生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の子どもに対し、委託により地域ごとに学習の支援を行います。

### （7）就労訓練事業者の開拓事業

2,438千円（うち県費1,219千円）

ただちに一般就労を行うことが難しい生活困窮者に対して、軽易な作業等の機会を提供する県内の就労訓練事業者を開拓します。

〔財源負担割合〕 国3/4～1/2

〔事業負担割合〕 国3/4～1/2

〔実施主体〕 県・各市・多気町

〔事業開始年度〕 平成27年度

## 平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

### 事業概要

細事業名	放課後児童対策事業費補助金				区分 一部新規		
施策	232	子育て支援策の推進					
	23201	保育・放課後対策等の充実					
基本事業	目標項目		26年度実績値	27年度目標値			
	病児・病後児保育所の実施地域数 (広域利用含む)			20 地域			
選択・集中	緊急5	家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト					
重点化施策	重点						
根拠 (法令等)	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱（厚生労働省） 健康福祉部関係補助金等交付要綱						
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	予算額		660,671千円	830,188千円	874,437千円		
	決算額	720,107千円	721,893千円	801,549千円			
事業の目的	放課後児童クラブを設置・充実し、適切な遊びや生活の場を確保することにより、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図ります。						
事業目標	必要な地域に放課後児童クラブが設置・運営できるよう、市町や事業実施主体の取組を支援していきます。						
前年度から の変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブの整備要件の拡充（創設のみではなく改築も補助の対象とする）</li> <li>放課後児童クラブへの運営費補助の拡充（放課後児童クラブ運営支援事業【仮称】、放課後児童クラブ送迎支援事業【仮称】）の創設</li> <li>小規模放課後児童クラブへの運営費補助の拡充（補助期限の制限【3年間】の撤廃）</li> <li>ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料補助</li> <li>放課後児童支援員認定資格研修の実施</li> </ul>						
事業の必要性と期待される効果	<p>放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保するためには、放課後児童クラブの量的、質的な充実が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備に関して補助することにより、設置を促進することができます。</li> <li>放課後児童クラブの運営費に関して補助することにより、健全な運営に重要な財政基盤の安定化を図ることができます。</li> <li>国庫補助の要件（※1）を満たさない小規模放課後児童クラブ（※2）の運営費に関して補助することにより、存続や健全な運営に重要な財政基盤の安定化を図ることができます。</li> </ul> <p>※1：原則、放課後児童10人以上、開設日数250日以上</p> <p>※2：放課後児童5人以上10人未満、開設日数250日以上</p> <p>・ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料について補助を行うことにより、保護者の安定した就労と子育て支援の推進につなげます。安定した就業によりひとり親家庭の自立を</p>						

	<p>促進するとともに、精神的に不安定な子どもに対して安全・安心な居場所を提供することができ、子どもへの貧困の世代間連鎖の解消が進みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブに従事する者に対する放課後児童支援員認定資格研修を実施することにより、放課後児童支援員の確保を図ることができます。</li> </ul>
--	---

## 取組詳細

取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備、放課後児童クラブ（国庫補助の要件を満たさない小規模な放課後児童クラブを含む）の運営費に関して補助を行います。</li> <li>ひとり親家庭の児童が放課後児童クラブを利用する際の利用料に関して補助を行います。</li> <li>放課後児童クラブに従事する者に対して放課後児童支援員認定資格研修を実施します。</li> </ul>
取組内容等	

放課後児童対策事業費補助金 1,018,401 千円（うち県費 482,048 千円）

### （1）運営費補助

①放課後児童対策事業（国庫補助）：851,767 千円（うち県費 425,884 千円）

- 放課後児童クラブ運営費

放課後児童クラブの運営に必要な経費に関して補助を行います。

- ボランティア派遣事業

放課後児童クラブへボランティア（長期休暇派遣事業等）を派遣する事業に関して補助を行います。

- 障がい児受入推進事業

障がい児の受入れに必要となる専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費に関して補助を行います。

- 放課後児童クラブ運営支援事業（仮称）

小学校の敷地外の民家・アパート等を活用した場合の賃借料に関して補助を行います。

- 放課後児童クラブ送迎支援事業（仮称）

小学校の敷地外の放課後児童クラブへの高齢者、主婦等による送迎支援を行う事業に関して補助を行います。

②放課後児童クラブ活動事業（県単独補助）：35,953 千円（うち県費 16,360 千円）

- 運営費補助、初年度加算

国庫補助の対象とならない小規模な放課後児童クラブの運営に必要な経費に関して補助を行います。

- 障がい児受入推進事業

障がい児を 3 人以上受け入れる放課後児童クラブにおいて、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費に関して補助を行います。

（2）【新】ひとり親家庭利用料補助（県単独補助）：12,765 千円（うち県費 12,765 千円）

ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料に関して補助を行います。

### (3) 施設整備補助

①放課後子ども環境整備事業（国庫補助）：33,268千円（うち県費16,634千円）

- ・放課後児童クラブ設置促進事業

放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕および備品の購入を行う事業に関して補助を行います。

- ・放課後児童クラブ環境改善事業

放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕および備品の購入を行う事業に関して補助を行います。

- ・放課後児童クラブ障がい児受入促進事業

障がい児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕および備品の購入を行う事業に関して補助を行います。

- ・倉庫設備整備事業

放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業に関して補助を行います。

②放課後児童クラブ室整備費（国庫補助）：80,594千円（うち県費8,297千円）

放課後児童クラブ室の整備（創設、改築（解体撤去等を含む））に関して補助を行います。

(3) 放課後児童支援員認定資格研修：3,893千円（うち県費1,947千円）

国が定める「認定研修ガイドライン」に基づき、放課後児童クラブに従事しようとする者（※）が放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修を実施します。

※放課後クラブに従事しようとする者

国の省令（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）第10条第3項各号のいずれかに該当する者  
⇒保育士資格、教諭免許等を有する者

(4) その他（事務費等）：161千円（うち県費161千円）

#### [実績等]

##### (運営費補助)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位
国庫補助対象クラブ数	278	274		箇所
県単補助対象クラブ数	13	10		箇所

##### (設置費補助)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位
放課後児童クラブ室	2	3		箇所

[財源負担割合] (運営費国庫補助) 国 1/2 県 1/2

(運営費県単補助) 県 10/10

(ひとり親家庭利用料補助) 県 10/10

(環境整備補助) 国 1/2 県 1/2

(クラブ室整備補助) 国 1/2 県 1/2

[事業負担割合] (運営費国庫補助) 国 1/3 県 1/3 市町 1/3

(運営費県単補助) 県 1/2 市町 1/2

(ひとり親家庭利用料補助) 県 1/2 市町 1/2

(環境整備補助) 国 1/3 県 1/3 市町 1/3

(クラブ室整備補助) 国 1/3 県 1/3 設置者 1/3

[実施主体] (運営費補助) 市町

(ひとり親家庭利用料補助) 市町

(環境整備補助) 市町

(施設整備補助) 設置者 (市町、事業者)

(研修) 県 (事業者に委託)

[事業開始年度] (運営費補助) 平成 3 年度

(ひとり親家庭利用料補助) 平成 27 年度

(研修) 平成 27 年度

平成 27 年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

事業概要

細事業名	児童虐待法的対応推進事業費			区分	一部新規
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進			
基本事業	23301	児童虐待対応力の強化			
		目標項目	26 年度実績値	27 年度目標値	
		市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数		29 件	
選択・集中					
重点化施策	重点				
根拠 (法令等)	児童福祉法第 33 条の 7、第 33 条の 8 及び第 33 条の 9 児童虐待の防止等に関する法律第 9 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3、第 11 条				
予算額等	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	予算額		一千円	42,306 千円	36,046 千円
	決算額	一千円	一千円	36,093 千円	
事業の目的	児童虐待対応について、法的対応や介入型支援の強化を図るため、児童相談所の体制整備や職員の専門性の向上、及び医療機関における早期対応を推進します。				
事業目標	児童相談センターに配置した弁護士や警察官等の専門的人材の活用を図り、児童虐待相談に的確な法的対応、介入型支援を実施することにより、児童虐待対応の充実を図ります。また、児童相談所職員の専門性の向上を図るとともに、児童虐待相談等へのアセスメントに基づいた対応を的確に行います。  さらに、児童虐待を発見しやすい立場にある医療機関従事者向けに児童虐待対応に関する知識の普及を図ることにより、医療機関における早期対応を推進します。				
前年度から の変更点	(新規事業) ・アセスメントツール活用強化事業 ・医療現場における児童虐待対応促進事業  (拡充事業) ・児童虐待進行管理モニター強化事業(地域を 1 地域から 2 地域に拡大)  (廃止事業) ・アセスメントツール(ニーズアセスメント)研究開発 ・ハイリスク対応・情報共有システム開発事業				
事業の必要性と期待される効果	平成 22 年度の児童虐待重篤事例や平成 24 年度の 2 件の児童虐待死亡事例の検証結果をふまえ、児童虐待の防止に向けた取組を進める必要があります。  引き続き、児童虐待防止対策を推進するとともに、平成 25~26 年度の取組をより一層進めるため、アセスメントツールの活用強化や N P O 等の協働による虐待ケースのモニタ				

	リングに取り組み、ケースマネジメントの向上を図るとともに、学校や医療機関等の関係機関との連携を強化し、重篤な児童虐待の発生を防止します。
--	--

## 取組詳細

取組概要	弁護士等専門人材を配置するとともに、児童相談所職員研修体系に基づく職員研修の実施やアセスメントツールの活用強化等による職員の専門性の向上、NPO等の社会資源を活用したモニタリングの推進、医療機関における児童虐待早期対応の促進に取り組みます。
取組内容等	

【予算額】 41,303 千円（うち県費 36,075 千円）

- |   |                           |
|---|---------------------------|
| (1) 法的対応力強化事業   | 11,175 千円（うち県費 6,757 千円）  |
| ・児童相談センターに弁護士（1名）や警察官（1名）等を配置し、児童相談所職員への法的な助言や、一時保護、立入調査・臨検等の的確な実施を行います。                        |                           |
| ・主に学校・保育所等に所属する児童の虐待ケースについて、NPO等との協働によるモニタリングを行い、関係機関との連携により、きめ細かい支援を行います。（モデル地域は2地域に拡大）        |                           |
| (2) 児童相談所職員専門性強化事業  | 3,280 千円（うち県費 3,280 千円）   |
| ・児童相談所職員研修体系に基づき、階層別研修とともに、心理技能習得や司法面接手法等の専門研修等を実施して、職員の専門性の向上を図ります。                            |                           |
| (3) 児童相談所現場対応力強化事業  | 24,830 千円（うち県費 24,524 千円） |
| ・法医学鑑定の委託や精神科医等の外部の専門家の活用、児童虐待対応協力員（9名）等の配置のほか、外国人住民対応のための通訳確保により、現場対応力の強化を図ります。                |                           |
| (4) 【新】医療現場における児童虐待早期対応促進事業   | 1,010 千円（うち県費 1,010 千円）   |
| ・医療従事者向けに児童虐待対応に関する知識の普及を図り、医療機関における早期対応を推進します。   |                           |
| (5) 【新】アセスメントツール活用強化事業  | 1,008 千円（うち県費 504 千円）     |
| ・児童虐待相談における対応の的確性を高めるために開発した、リスクアセスメントツール（H26年度運用開始）及びニーズアセスメントツール（H27年度運用開始）の運用の定着化と活用強化を図ります。 |                           |

## [実績等]

	平成 25 年度	平成 26 年度	単位
児童相談センターに配置した弁護士による職員への法的な助言の実施回数	105		回

[財源負担割合] (1) (5) 国 1/2 県 1/2 ((2) ~ (4) 一部県 10/10)

[事業負担割合] (1) (5) 国 1/2 県 1/2 ((2) ~ (4) 一部県 10/10)

[事業開始年度] 平成25年度

[実施主体] 県

### 3. 貧困の連鎖消等のためのセーフティネット機能強化

#### 児童虐待対応の専門性の向上（健康福祉部子ども・家庭局）

児童相談所が対応した虐待相談件数は引き続き前年度よりも複雑かつ困難な事例が発生しています。児童虐待への社会全体の関心は一層高まっています。児童虐待法的対応推進事業費、市町児童相談体制支援推進事業費が求められています。

#### 的確なアセスメントによる支援 (新規)

〔取組状況〕 H25リスクアセスメントツール開発  
H26ニーズアセスメントツール開発・リスクアセス運用  
〔変化〕 一時保護における緊急保護割合の増(=虐待案件の増)  
(H24 79.8% H25 89.4% H26前期 94.5%)  
〔課題〕 児相職員の意識変革、ツール活用精度の向上  
市町等関係機関との認識の共有

〔H27取組〕  
1,008千円(504千円)  
・リスクアセスの定着、精度向上に向け、各児相での運用状況を解析  
し研修を実施、ツールのアップデート  
・ニーズアセスの定着に向けた市町等向け研修会の開催、個別協議  
による意見交換・情報共有

#### 虐待対応管理体制 (拡充)

〔取組状況〕 中勢児相管内(津地域)でモニタリ実施(里山学院委託)  
〔成果〕 学校・保育所への訪問実施率 65.5% → 導入2か月 95.7%  
〔課題〕 取組対象地域の拡大  
事業委託の困難な地域でのモニター手法の検討

〔H27取組〕  
6,027千円(3,014千円)  
・四日市市地域での実施  
・学校、保育所、幼稚園などへの理解促進の動きかけ

#### 所在不明児童の発生防止・早期対応

所在不明児童の発生防止・早期対応にむけ、市町の保健・福祉・教育分野の連携による情報確認の手順等を市町と共有し、これに基づいた確認・対応がなされるよう、県として定期的な調査を行うことについて、市町の理解を得ている。  
ただし、所在不明児童への対応については、現在内閣府が開催している「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」の中でも対応方策が検討されていることから、この結果を受けた国の施策が示された段階で、本県の取組についても再度検討し、市町と連携して取り組むこととする。

特定政策課題 予算要求額	43,374(36,209)千円
児童虐待法的対応推進事業費	39,308(34,088)千円
市町児童相談体制支援推進事業費	4,066(2,121)千円

#### 医療機関との連携強化 (新規)

〔取組状況〕 児童虐待対応協力基幹病院連絡会議での意見交換・情報共有  
MMC卒後臨床研修センターとの連携による児童虐待対応研修  
〔成果〕 児童虐待事例への具体的な対応方法を病院間で共有  
医師等医療従事者の虐待、児相対応への理解拡大  
〔課題〕 児童虐待に関する医師等の専門的なスキルの向上

〔H27取組〕  
1,010千円(1,010千円)  
・特に夜間勤務等の機会が多い若手医師を中心的に、虐待の兆候、証拠保全、通告の必要性、放置した場合の危険などの知識を得る機会を提供  
・虐待通告後の処遇、個人情報の取扱いなど医療従事者の不安の大きい事項についても児相が協力して研修を実施

#### 市町の児童相談対応力向上

〔取組状況〕 児童虐待対応力の向上に向けた市町単位の課題共有、取組支援、研修の実施等による人材育成支援、要対協へのアドバイザー派遣  
〔成果〕 市町の課題に対する具体的な改善の進行  
市町要対協の活性化  
〔課題〕 体制強化が進まず、市町でのOJTによる人材育成が困難

〔H27取組〕  
4,066千円(2,121千円)  
・市町のケースワークへの助言等を行なうスーパー・バイザーを派遣  
・児童相談にかかる市町定期協議、研修等による市町人材育成支援、要対協等へのアドバイザー派遣

所在不明児童の発生防止・早期対応

所在不明児童の発生防止・早期対応にむけ、市町の保健・福祉・教育分野の連携による情報確認の手順等を市町と共有し、これに基づいた確認・対応がなされるよう、県として定期的な調査を行うことについて、市町の理解を得ている。  
ただし、所在不明児童への対応については、現在内閣府が開催している「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」の中でも対応方策が検討されていることから、この結果を受けた国の施策が示された段階で、本県の取組についても再度検討し、市町と連携して取り組むこととする。

## 医療機関との連携強化 (医療現場における児童虐待の早期発見・対応)

### 1 現状

- ・ 児童虐待の相談件数は、本県においても毎年増加し、その内容についても、搔きぶられ症候群などの発見されにくい虐待の発生が問題となっている。
- ・ さらに、児童相談所、市町において、うつや人格障害などメンタル面での問題を抱える保護者が増加傾向にあるとの認識が共通している。
- ・ しかしながら、医療現場において虐待（疑い）を通告することのハードルは高く、特に、夜間等時間外の診療にあたることの多い若年医師にとっては非常に困難な判断となり、通告ができない、といった声も聞かれるところである。
- ・ 児童虐待対応における医療機関との連携にむけては、平成19年度から三重県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議（10病院が参加）で児童虐待対応に関する情報共有、意見交換等を実施している。（年1回）
- ・ 今年度から新たに、NPO「MMC卒後臨床研修センター」と連携し、MMC参加医療機関が実施する児童虐待にかかる研修会等に児童相談所長を講師として派遣するなど協力して取り組んでいる。

### 2 課題

児童虐待について、いち早く発見が可能な医療現場で、適時に必要な通告がなされるよう、若年医師をはじめとする医療従事者の専門分野におけるスキルの向上を支援するとともに、児童虐待の現状、医療従事者の役割などについての理解の促進をはかる必要がある。

### 3 取組内容

取組内容（案）については、次のとおり。

事業実施にあたって、より効果的な取組となるよう、MMC卒後臨床研修センターと連携、協議を行い、具体的な取組、実施手法等を決定するものとする。

#### （1）虐待防止にむけた医学的研修の実施【新規】

若年医師を中心とした医療従事者を対象に、厚生労働省研究事業「虐待対応連携における医療機関の役割に関する研究」の内容等に基づき、虐待の兆候、証拠保全や通告の必要性、児童虐待を放置した場合の危険性など、児童虐待対応に必要な医療分野の知識を身に付ける機会を提供する。

#### （2）虐待の早期発見・対応のための医療従事者研修の実施

医師、看護師等医療従事者が、児童虐待対応における自らの役割を認識するとともに、通告をためらう要因となっている通告後の家族支援、個人情報の取扱いなどについて理解を深める機会を提供するため、MMC参加医療機関等に研修の実施を働きかけ、児童相談所長等を講師として派遣している。

引き続き、MMCと連携しながら、今後は内容についても一層の充実をはかることとしている。

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

事業概要

細事業名	市町児童相談体制支援推進事業費				区分	継続			
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進							
	23301	児童虐待対応力の強化							
基本事業	目標項目		26年度実績値	27年度目標値					
	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数			29件					
選択・集中									
重点化施策	重点								
根拠 (法令等)	児童福祉法第11条								
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
	予算額		一千円	63,609千円	4,296千円	4,066千円			
	決算額	一千円	一千円	58,315千円					
事業の目的	市町における児童相談体制の強化に向けた取組を支援することで、県全体の児童虐待対応力の強化につなげます。								
事業目標	<p>市町要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）へのアドバイザー等の派遣、運営強化を支援することにより、市町における児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を促進します。</p> <p>また、市町職員を対象とする研修の実施等によりスキルアップを図り、的確な児童相談対応及び内部でのノウハウの蓄積をめざします。</p> <p>こうしたことにより、児童相談所と市町との連携強化と役割分担を的確に行います。</p>								
前年度からの変更点									
事業の必要性と期待される効果	<p>市町における児童虐待相談件数が増加傾向にある中、児童虐待の防止には未然防止と早期発見・対応が重要であり、より住民に近い市町の児童相談体制の強化が求められています。こうした中、市町の実情として、①専任職員の配置が少ない、②独自での人材育成が困難、③要対協の活動に温度差がある等の課題があります。</p> <p>このため、こうした課題に対応するため、市町に対する継続した支援を行い、体制強化を促進していくことにより、県全体の児童虐待対応力の強化につなげていきます。</p>								

## 取組詳細

取組概要	市町における児童相談体制の強化に向けた取組をより積極的に支援するとともに、県と市町との連携の一層の強化を図ります。
取組内容等	

【予算額】 4,066 千円（うち県費 2,121 千円）

### (1) 市町現場対応力強化事業 2,640 千円（うち県費 1,395 千円）

- ・市町の児童相談対応力を強化するため、「児童相談体制強化確認表」をツールとして、各市町と児童相談センター、管轄の児童相談所との間での定期協議を行い、市町ごとの強み・弱み、課題や注力すべきポイントなどを共有したうえで、連携して体制強化に向けた取組の具体化を進めます。
- また、取組をより効果的なものにするため、「児童相談体制強化確認表」の項目の的確性等の検討を行います。
- ・引き続き、要対協の運営強化のためのアドバイザーを派遣するとともに、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に助言者を定期的・継続的に派遣し、児童虐待等への児童相談対応力の強化を支援します。

### (2) 市町職員スキルアップ研修強化事業 1,426 千円（うち県費 726 千円）

- ・市町の児童相談担当職員のスキルアップを図るため、児童福祉司任用資格取得指定研修会や言語療法に係る研修など各種研修会を実施します。

## [実績等]

	平成25年度	平成26年度	単位
市町の児童相談担当職員 研修参加者数	294		人

〔財源負担割合〕 国1/2 県1/2（一部県10/10）

〔事業負担割合〕 国1/2 県1/2（一部県10/10）

〔事業開始年度〕 平成25年度

〔実施主体〕 県